



許可を要しない輸出特例／技術提供

許可を要しない輸出特例

輸出令第4条第1項

(注)別表第1の1の項の貨物(武器)の輸出には適用されない。

- ・外国貿易船等が自己の用に供する船用品等
- ・無償で輸出される航空機用の機上装備用修理部品等
- ・条約その他国際約束により輸出制限が免除される国際機関の輸出
- ・本邦の大使館等に送付する公用の貨物
- ・無償での輸出を前提に無償で輸入した貨物
- ・無償での輸入を前提に無償で輸出する貨物
- ・少額のもの

無償貨物の取扱い

*告示で指定

少額特例

参考1

無償貨物の取扱い

以下の取引等については、リスト規制(輸出令別表第1の1項貨物(武器)を除く)に係る輸出許可が不要。

無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物



無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物



無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物として9件の事例、無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物として7件の事例が「無償告示※」に規定。

※無償告示: 輸出令第4条第1項第2号のホ及びヘの規定に基づき経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物を定める件

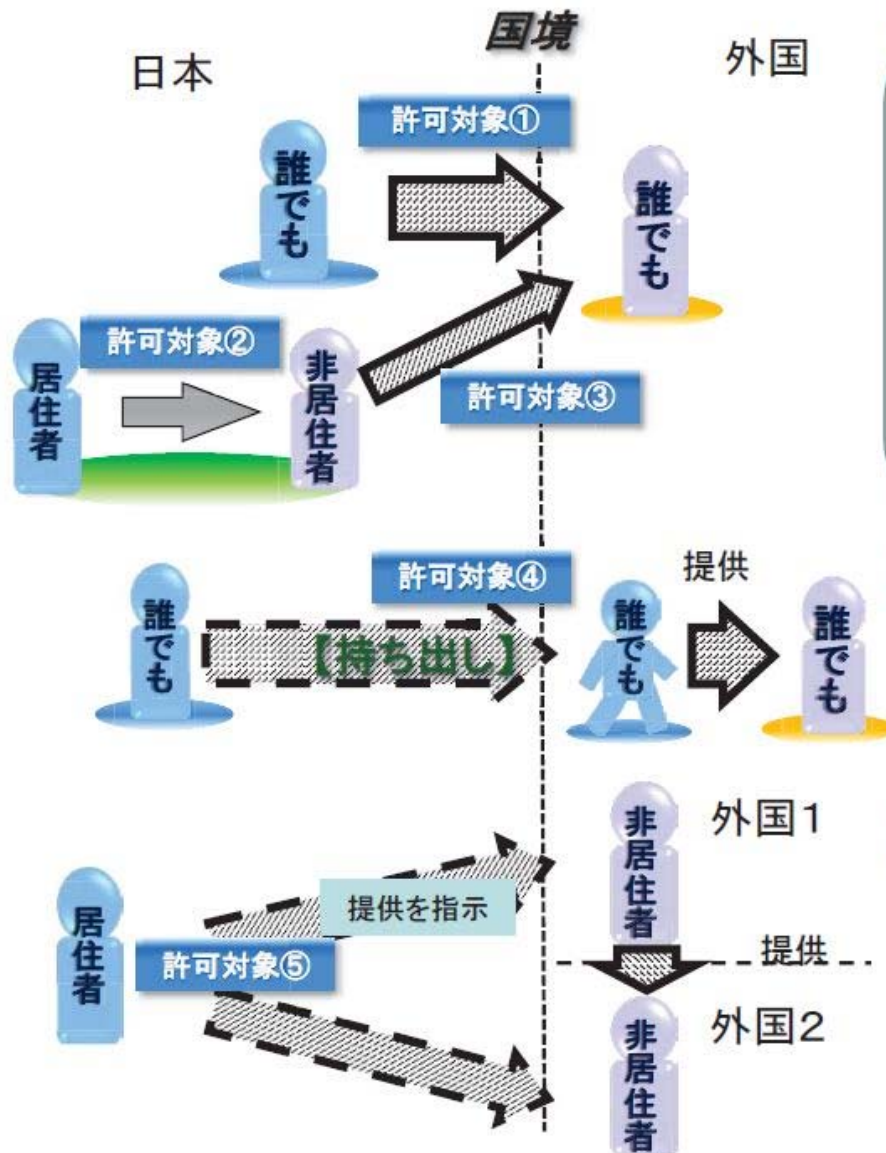
リスト規制貨物が下表の②、③、⑤に該当する場合には、指定された金額の範囲内で輸出許可が不要。

- イ) 総額は船積み回数に拘わらず、契約書記載のリスト規制貨物の該当項番毎の総額
- ロ) 無償貨物の場合は、税関の鑑定価格
- ハ) 外貨建ての場合、日本銀行が公表する換算レート
- 二) リスト規制技術は適用されない
- ホ) ホワイト国向け以外の輸出には、大量破壊兵器や通常兵器の開発等のために用いられるおそれがある場合などは適用されない。

貨 物 区 分	少額特例・適用額
①輸出令別表第1の1項～4項貨物	適用されない
②輸出令別表第1の5項～13項貨物のうち下記③以外	100万円以下
③「輸出令別表第3の3の規定により経済産業大臣が定める貨物(別表第3の3告示)」	5万円以下
④輸出令別表第1の14項貨物	適用されない
⑤輸出令別表第1の15項貨物	5万円以下
⑥輸出令別表第1の16項貨物	適用されない

※仕向地が懸念国向け(北朝鮮、イラン及びイラク)の場合には、少額特例は適用できない。

許可を要しない技術提供



貿易関係貿易外取引に関する省令

【許可対象①～④】

- ・経済産業大臣が行う取引(9条2項1号)
- ・防衛大臣が行うホワイト国向けの取引(同2号)
- ・居住者が外国において防衛大臣に提供する取引(同2号の2)
- ・日本国政府が行う外国政府に対する賠償・無償の経済協力、技術協力協定に基づく取引(同3号)
- ・国際機関(IAEA、OPCW)の査察官に対して行う取引(同3の2、3の3号)
- ・その他の許可を要しない技術取引(同9～15号)

【許可対象③】

- ・許可申請の際、あらかじめ利用者について特定された際の、提供を受けた者からの利用者に対する取引(9条2項4号)

貿易関係貿易外取引に関する省令

【許可対象④】

- ・許可を受けた取引によって、許可を受けた者による持ち出し(9条1項2号)

貿易関係貿易外取引に関する省令

【許可対象⑤】

- ・外国において入手した、日本由来でない武器技術を口頭で提供する取引(9条2項5号)
- ・外国において入手した、日本由来でない武器以外の技術を提供する取引であって、キャッチオール規制の要件に該当しない取引(9条2項6号)口頭のものは一律許可不要

許可を要しない技術提供(その他)

【その他の、許可を要しない技術取引】

貿易関係貿易外取引に関する省令 第9条第2項

- 9 公知の技術を提供する取引又は技術を公知とするために当該技術を提供する取引(特定の者に提供することを目的として公知とする取引を除く。)であって以下のもの
- イ 新聞、書籍、雑誌、カタログ、電気通信ネットワーク上のファイル等により、既に不特定多数の者に対して公開されている技術を提供する取引
 - ロ 学会誌、公開特許情報、公開シンポジウムの議事録等不特定多数の者が入手可能な技術を提供する取引
 - ハ 工場の見学コース、講演会、展示会等において不特定多数の者が入手可能な技術を提供する取引
 - ニ ソースコードが公開されているプログラムを提供する取引
 - ホ 学会発表用の原稿又は展示会等での配付資料の送付、雑誌への投稿等、当該技術を不特定多数の者が入手可能又は閲覧可能とすることを目的とする取引
- 10 基礎科学分野の研究活動において技術を提供する取引(※)
- 11 工業所有権の出願又は登録を行うために、当該出願又は登録に必要な最小限の技術を提供する取引
- 12 貨物の輸出に付随して提供される使用に係る技術であって、当該貨物の据付、操作、保守又は修理のための必要最小限のものを提供する取引(プログラム及び告示で定めるものを除く。)
- 13 プログラムの提供に付随して提供される使用に係る技術であって、当該プログラムのインストール、操作、保守又は修理のための必要最小限のものを提供する取引(プログラム及び告示で定めるものを除く。)
- 14 貨物と同時提供で貨物を使用するために特別に設計されたプログラムであって、ソースコードが提供されないもの。(告示で定めるものを除く。) など。
- 15 原子力災害等の援助のために貨物に付随して輸入された使用の技術の貨物の返送に付随して提供される取引

(※) 自然科学の分野における現象に関する原理の究明を主目的とした研究活動であって、理論的又は実験的方法により行うものであり、特定の製品の設計又は製造を目的としないもの。